

坂井市ゼロカーボン推進本部設置要綱

令和6年8月27日

(設置)

第1条 坂井市脱炭素ロードマップに掲げる2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするための施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、坂井市ゼロカーボン推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 推進本部の事務局は、生活環境部環境推進課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月27日から施行する。

別表（第2条関係）

職
議会事務局長
総務部長
総合政策部長
財務部長
健康福祉部長
生活環境部長
産業政策部長
建設部長
教育部長
三国病院事務局長

坂井市ゼロカーボン推進本部

坂井市脱炭素ロードマップに掲げる2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするための施策を総合的かつ計画的に全庁体制で推進、加速化させる。

<設置の背景>

- ・坂井市は、令和3年2月26日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年度まで二酸化炭素排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル、ゼロカーボン)の実現を目指している。
- ・ゼロカーボンシティの実現には、坂井市の自然特性を活かした再エネの導入や、省エネに係る施策の推進はもとより、地域の雇用創出、産業振興、定住・交流人口の増加や災害時のレジリエンス向上へと繋げる。
- ・SDGsの理念である「誰一人とりのこさない」の考え方を踏襲し、ゼロカーボンシティに向けて住民自らの内面から沸き起こる興味・関心・意欲といった「内発的動機」を重視する。

ゼロカーボンシティ推進体制組織図

